

平成 26 年 2 月 28 日

株式会社三井住友銀行
SMB C 電子債権記録株式会社

電子記録債権版一括ファクタリングに関する七十七銀行との提携について

株式会社三井住友銀行（頭取 國部 毅、以下「三井住友銀行」）および SMB C 電子債権記録株式会社（代表取締役 中川 拓、「以下 SMB C 電子債権記録」）は、株式会社七十七銀行（頭取 氏家 照彦、以下「七十七銀行」）と提携し、七十七銀行および七十七銀行のお取引先等に対して電子記録債権の記録機能を提供し、七十七銀行の「電子記録債権版一括ファクタリングサービス」をサポートしていくことで合意しました。

七十七銀行が提供する電子記録債権版一括ファクタリングとは、支払企業が仕入先企業に対して発生させた電子記録債権を七十七銀行が包括的に買い取り、七十七銀行から仕入先企業に対し買取代金を支払う金融サービスです。また、仕入先企業のニーズに応じて支払期日前における資金化にも対応可能な仕組みです。

地域金融機関が、お取引先である支払企業に対して電子記録債権版一括ファクタリングを提供するのは本邦で初のケースとなります。

七十七銀行は、電子記録債権版一括ファクタリングの商品化により、お取引先である支払企業の支払手形の削減に寄与するとともに、地元を中心とした中小企業等の仕入先企業の資金調達および決済のニーズに応えることが可能になります。

三井住友銀行および SMB C 電子債権記録は、引き続き地域金融機関との提携等を通じ電子記録債権の普及に努め、電子記録債権を活用した質の高い機能・サービスの提供に取り組んでまいります。

以 上

(スキーム図)

